

第1章 高圧ガス製造事業者等の法手続き

1 高圧ガス保安法の目的及び法体系

(1) 目的

第1条（目的）

この法律は、高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制するとともに、民間事業者及び高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、もって公共の安全を確保することを目的とする。

本条が、この法律の目的である。従って、本法令の解釈及び運用についての基本原則を明示するものであり、すべての規則、基準ともこの目的を達成するために制定されている。条文をまとめてみると次のようになる。

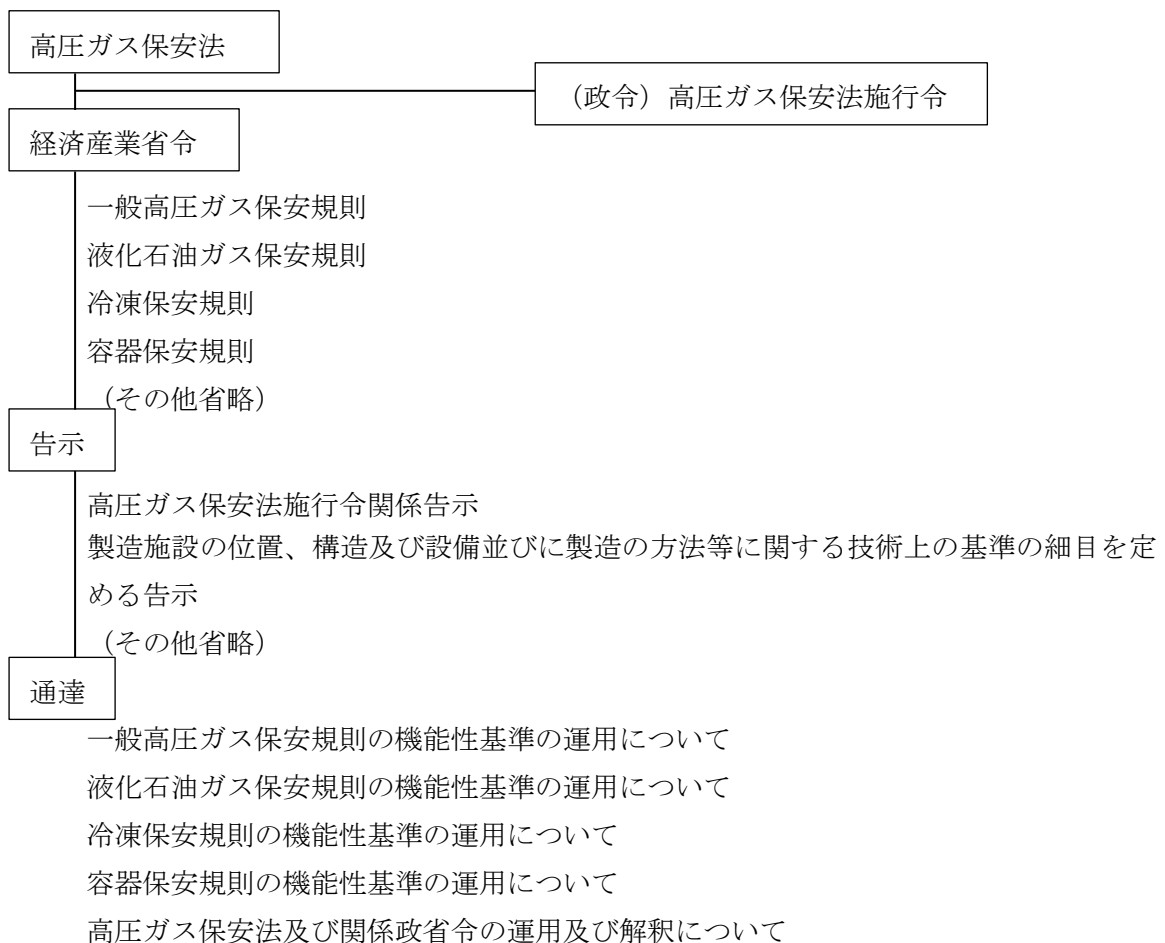
高圧ガスの災害を防止するために次の2本柱により公共の安全を確保する。

ア 高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造、取扱を規制する。

イ 民間事業者及び高圧ガス保安協会による自主保安活動を推進する。

(2) 法体系

高圧ガス保安法は次のような体系をしている。



(3) 用語の定義

本書における略語は次のとおりとする。

- ・保安法：高圧ガス保安法
- ・保安法政令：高圧ガス保安法施行令
- ・一般則：一般高圧ガス保安規則
- ・液石則：液化石油ガス保安規則
- ・冷凍則：冷凍保安規則
- ・コンビ則：コンビナート等保安規則
- ・特定則：特定設備検査規則
- ・容器則：容器保安規則
- ・国際容器則：国際相互承認に係る容器保安規則
- ・令関係告示：高圧ガス保安法施行令関係告示
- ・製造細目告示：製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術上の基準の細目を定める告示
- ・例示基準：一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について他
- ・基本通達：高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について
- ・特例条例：広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例
- ・事務委任規則：消防局長に対する事務委任規則

上記に定めるもののほかは、高圧ガス保安法各規則の用語の定義の例によるものとする。

2 広島市消防局管内における保安法の手続きについて

(1) 申請届書の宛名

すべて広島市消防局長あてとする。

(2) 申請届書の窓口

許可申請、完成・保安検査申請等手数料の納入を伴うもの及び容器則・国際容器則に係る各種届出にあつては、消防局予防部指導課、その他の各種届書にあつては、当該事業所を管轄する消防署とする。代表者等の氏名変更に伴う変更届書の場合で、複数の消防署にまたがる法人の代表者等の変更に伴う変更届書の場合は、消防局予防部指導課に提出することもできる。

消防署名等	電話番号	郵便番号	住 所	管轄区域
消防局予防部指導課	082-546-3482	730-0051	中区大手町五丁目 20-12	全域
中消防署予防課	082-546-3511	730-0051	中区大手町五丁目 20-12	中区
東消防署予防課	082-263-8401	732-0052	東区光町二丁目 12-6	東区
南消防署予防課	082-261-5181	732-0824	南区的場町二丁目 5-14	南区
西消防署予防課	082-232-0381	733-0023	西区都町 43-10	西区
安佐南消防署予防課	082-877-4101	731-0103	安佐南区緑井一丁目 10-3	安佐南区
安佐北消防署予防課	082-814-4795	731-0223	安佐北区可部南四丁目 26-13	安佐北区、山県郡安芸太田町、 廿日市市吉和地区
安芸消防署予防課	082-822-4349	736-0045	安芸郡海田町堀川町 3-12	安芸区、安芸郡海田町、熊野町、坂町
佐伯消防署予防課	082-921-2235	731-5128	佐伯区五日市中央七丁目 25-18	佐伯区

(3) 手数料の取扱い

手数料は、申請時に現金払いとする。また、手数料の納入に伴う領収書の宛名は申請者とする。委任状の添付がある場合に限り、申請者と受任者を併記することができる。

(4) 申請届書の提出部数

申請書及び届書の提出部数は2部とする。

(5) 申請届出の名義

法人による申請届出については、代表取締役等の代表者名義で行うこと。記載方法については、第2章2(2)のとおりとする。代理者による申請の場合であっても、代表者の名義も必ず併記すること。

(6) 高圧ガス保安協会に検査を依頼する場合

申請書の宛名は「高圧ガス保安協会」とし、下記窓口にお問い合わせください。

ア コールド・エバポレータに係る保安検査を依頼する場合

高圧ガス保安協会中国支部

(郵便番号:730-0051 住所:広島市中区大手町二丁目 8-14 電話番号:082-243-8016)

イ 冷凍設備に係る保安検査又は完成検査を依頼する場合

広島県冷凍設備保安協会

(郵便番号:730-0012 住所:広島市中区上八丁堀 8-23 電話番号:082-228-1370)

3 保安法に基づく製造事業所等の形態について

(1) 第一種製造者（冷凍を除く。）

処理能力が100 m³/日（第一種ガス※¹にあつては300 m³/日）※²以上の高圧ガス設備を設置して高圧ガスを製造しようとする者は、保安法第5条第1項第1号の規定により広島市消防局長の許可を受けなければならない（当該許可を受けた者を「第一種製造者」という。）。

処理能力とは、圧縮、液化等の方法で1日に処理することができるガスの容積（0℃、0 Pa 換算）のことであり、第一種製造者（許可対象）又は第二種製造者（届出対象）の区分は事業所内※³のすべての高圧ガス設備の処理能力を合計した値により判断する。

ただし、次のア又はイに掲げる場合については、この限りでない。

ア 同一の処理設備が並列で設置され、同時に稼働できないことが確実である場合

イ 事業所内の一つの製造施設について、その製造設備の処理能力が100 m³（第一種ガスにあつては300 m³/日）※²未満である製造施設であつて、他の製造施設とガス設備で接続されていないもの（用役の用に供する窒素及び空気のみが通り、かつ、緊急時に当該ガスの供給を遮断する措置が講じられている配管で接続されているものを含む。）で、かつ、他の製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない場合

なお、イに掲げる場合において、製造施設の処理能力を合算しない場合、当該製造施設は法第5条第2項の適用を受けるものとする。

また、既に法第5条第1項の許可を受けた施設の一部を、製造施設の処理能力を合算しないことにより法第5条第2項に係る届出を行う場合にあつては、当該届出に当たり、許可の際に添付した図面等を省略することができる。

※¹ 第一種ガスとは、ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素（炭酸ガス）、フルオロカーボン（難燃性を有するものとして経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合（以下、「不活性」という。）するものに限る。）及び空気をいう。（保安法政令第3条）

※³ 事業所とは、通常社会通念的に一つの事業の内容たる活動が行われる場所であつて、原則として当該場所が第三者の道路によって分離されていない等地理的に一体化しているものをいう。（基本通達 一般則第3条関係）

(2) 第一種製造者（冷凍に限る。）

冷凍能力が20トン/日（第一種ガス、フルオロカーボン（不活性を除く。）及びアンモニアにあつては50トン/日）※⁴以上の冷凍設備を使用して高圧ガスの製造をしようとする者※⁵は、保安法第5条第1項第2号の規定により広島市消防局長の許可を受けなければならない。

※⁵ 冷凍則における事業所の範囲は、一般則等と異なり、「一つの冷凍設備」と考えられるもの等とする。（基本通達 冷凍則第3条関係）

また、次に該当するものについても「一つの冷凍設備」として取り扱われる。

なお、ブラインを共通にしている2以上の冷凍設備については、これらの冷凍設備をまとめて「一つの冷凍設備」とであると解することができる。

- ア 冷媒ガスが配管により共通となっている冷凍設備
- イ 冷媒系統を異にする2以上の設備が社会通念的に一つの規格品と考えられる設備（機器製造業者の製造事業所において冷媒設備及び圧縮機用原動機を一つの架台上に一体に組み立てるもの又はこれと同種類のもの）内に組み込まれたもの
- ウ 二元以上の冷凍方式による冷凍設備
- エ モーター等圧縮機の動力設備を共通にしている冷凍設備

(3) 第二種製造者（冷凍を除く。）

(1)の処理能力未満^{※1}の高圧ガス設備を設置して高圧ガスの製造の事業を行うものは、保安法第5条第2項第1号の規定により、事業開始の20日前までにその旨を広島市消防局長に届け出なければならない（当該届出をした者を「第二種製造者」という。）。

※2 処理能力による適用の区分

(処理能力：m³/日)

	第一種製造者（許可対象）	第二種製造者（届出対象）	根拠条文
すべてのガスが第一種ガス以外のガスの場合	$100 \leq X$	$0 \leq X < 100$	保安法政令第3条
第一種ガスと第一種ガス以外のガスが含まれる場合	$100 + \frac{2}{3}S \leq X$	$0 \leq X < 100 + \frac{2}{3}S$	一般則第101条
すべてのガスが第一種ガスの場合	$300 \leq X$	$0 \leq X < 300$	保安法政令第3条

X：事業所内の合計処理量

S：第一種ガスの処理量を合算した値（ただし、 $0 < S < 300$ ）

(4) 第二種製造者（冷凍に限る。）

次の冷凍設備を使用して高圧ガスの製造をしようとする者は、保安法第5条第2項第2号の規定により製造を開始する20日前までにその旨を広島市消防局長に届け出なければならない。

冷媒ガス	冷凍能力※4
第一種ガス	20トン/日以上50トン/日未満
フルオロカーボン（不活性を除く。）	5トン/日以上50トン/日未満
アンモニア	5トン/日以上50トン/日未満
指定設備	50トン/日以上
その他のガス	3トン/日以上20トン/未満

※4 冷凍事業所の申請区分

冷媒	区分	冷凍能力（トン/日）				
		3	5	20	50	60
第一種ガス	通常	適用除外	その他製造者	第二種製造者	第一種製造者	
				保安教育	定期自主検査、冷凍保安責任者（R114は除く）、保安検査（R114は除く）、保安教育計画、保安教育、危害予防規程	
	ユニット型	適用除外	その他製造者	第二種製造者	第一種製造者	
				保安教育	定期自主検査、保安検査（R114は除く）、保安教育計画、保安教育、危害予防規程	
	指定設備				第二種製造者	
					定期自主検査、保安教育	
フルオロカーボン （不活性を除く。）	通常	適用除外	その他製造者	第二種製造者	第一種製造者	
					定期自主検査、冷凍保安責任者	保安検査、保安教育計画、保安教育、危害予防規程
アンモニア	ユニット型	適用除外	その他製造者	第二種製造者	第一種製造者	
				保安教育	保安検査、定期自主検査、保安教育計画、保安教育、危害予防規程	
上記以外のガ		適用除外	第二種製造者	第一種製造者		
			保安教育	冷凍保安責任者（ユニット型を除く）、保安検査（ヘリウムは除く）、定期自主検査、保安教育計画、保安教育、危害予防規程		

(5) 第一種貯蔵所

高圧ガスの消費に先立ち、容器又は貯槽により高圧ガスを保管（貯蔵）することが行われる。容積1000 m³（第一種ガスにあっては3000 m³）※⁶以上の高圧ガスを貯蔵するときは、あらかじめ広島市消防局長の許可を受けて設置する貯蔵所（以下「第一種貯蔵所」という。）においてしなければならない。

(6) 第二種貯蔵所

容積300 m³以上(5)に掲げる数量未満※⁶の高圧ガスを貯蔵するときは、あらかじめ広島市消防局長に届け出て設置する貯蔵所（以下「第二種貯蔵所」という。）においてしなければならない。

※6 貯蔵量における適用の区分

(貯蔵能力 m³)

	第一種貯蔵所（許可対象）	第二種貯蔵所（届出対象）	根拠条文
すべてのガスが第一種ガス以外のガスの場合	$1000 \leq Y$	$300 \leq Y < 1000$	保安法政令第5条
第一種ガスと第一種ガス以外のガスが含まれる場合	$1000 + \frac{2}{3}M \leq Y$	$300 \leq Y < 1000 + \frac{2}{3}M$	一般則第102条
すべてのガスが第一種ガスの場合	$3000 \leq Y$	$300 \leq Y < 3000$	保安法政令第3条

液化ガスにあっては、液化ガス10kgを容積1 m³に換算する。

Y：貯蔵量（原則として30m以内にある高圧ガスを合計したもの。※⁷）

M：第一種ガスの貯蔵量を合算した値（ただし、 $0 < M < 3000$ ）

※7 容器又は容器以外の貯蔵設備が2以上ある場合の貯蔵量は次による。この場合、消火設備内高圧ガスとそれ以外の高圧ガスの両方を貯蔵している場合には、消火設備内高圧ガスとそれ以外の高圧ガスは区分し、両者は合算しない。

ア 消火設備内高圧ガスについては、設備が配管によって接続されている場合のみ合算する。

イ 消火設備内高圧ガス以外の高圧ガスについては、次のいずれかの場合に合算する。

(ア) 設備が配管によって接続されている場合

(イ) 設備が配管によって接続されていないときであって次の場合

a 容器以外の貯蔵設備と容器以外の貯蔵設備又は容器と容器以外の貯蔵設備との間が30m以下である場合

b 容器と容器との間が2.5m（次の(a)及び(b)の場合にあっては、それぞれに示す距離）以下である場合

(a) 容器と容器の間に厚さ12cm以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁（(b)において単に「障壁」という。）が設置され、かつ、両者が有効に遮られている場合であって、容器が破裂した際にその圧力が解放されることを妨げない場所（容器置場の6面が閉鎖

されているのではなく、両者が有効に遮断されていれば側面や上方は開放されていてもよい。(b)において同じ。)に設置されている場合 (b)の場合を除く。) 11. 25 m

(b) それぞれの容器置場の面積が8 m²以下の場合であって、容器と容器の間に障壁が設置され、かつ、両者が有効に遮られている場合であって、容器が破裂した際にその圧力が解放されることを妨げない場所に設置されている場合 6. 36 m

(注1) 貯蔵設備間が30 m以下となる敷地内又は同一構築物内に、複数の貯蔵所が存在することとなる場合には、設置許可等は一括申請してもよい。

(注2) 平成28年11月1日以前に設置された貯蔵所にあつては、(イ) bの規定により貯蔵量を算出してもよい。その際、第一種貯蔵所が第二種貯蔵所となる場合は、法第17条の2第1項の規定に基づき届け出る必要があるが、当該届出にあたり、第一種貯蔵所の許可の際に添付した図面等を省略することができる。

(注3) 高压ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器及び一つの容器内のガスの容積が0.15 m³以下の場合については、当該容器内の高压ガスの貯蔵量を、貯蔵所の貯蔵量と合算しない。また、当該容器内の高压ガスについては、法第16条を適用しない。

(7) 特定高压ガス消費者

次に掲げるガスを貯蔵し消費しようとする者(以下「特定高压ガス消費者」という。)は、消費開始の20日前までにその旨を広島市消防局長に届け出なければならない。

ア 特殊高压ガスを消費する者

特殊高压ガスとは、モノシラン、ホスフィン、アルシン、ジボラン、セレン化水素、モノゲルマン、ジシランの7種類のガスをいう。(保安法政令第7条)

イ 次表に掲げるガスをその右欄に掲げる数量以上貯蔵し消費する者、又は他の事業所から導管により供給を受けて消費する者

高压ガスの種類	数量	高压ガスの種類	数量
圧縮水素	容積 300 m ³	液化アンモニア	質量 3000 kg
圧縮天然ガス	容積 300 m ³	液化石油ガス	質量 3000 kg
液化酸素	質量 3000 kg	液化塩素	質量 1000 kg

(8) 販売業者

高压ガスの販売の事業を営もうとする者^{※8}は、販売所ごとに、事業開始の20日前までに、その旨を広島市消防局長に届け出なければならない。

また、現品を取り扱わず、メーカー等から直送される場合であっても、販売事業を行う者は届出が必要であるので注意が必要である。

※8 販売事業届が不要となる場合(保安法第20条の4、保安法政令第6条)

ア 第一種製造者が、その製造した高圧ガスをその事業所において販売する場合

イ 次の場合を除く医療用の高圧ガス等を販売する場合

(ア) 最大貯蔵量が5 m³（液化ガスの場合は容積に換算すること^{例参照}）以上の場合

(例)プロパンの場合（分子量：44）（法令照会 H23-高-26）

$$1 \text{ kg} = 1000 \times \frac{22.4}{44} = 509 \ell \quad \frac{5000 \ell (5 \text{ m}^3)}{509 \ell} = 9.8 \text{ kg}$$

∴ 9.8 kg未満の場合は5 m³未満の販売所となり、届出は不要となる。

(イ) 在宅酸素療法用の液化酸素の場合

(9) 輸入者

高圧ガスを輸入した者は、その高圧ガス及び容器について、広島市消防局管内において陸揚げした場合、広島市消防局長が行う輸入検査^{※9}を受けなければならない。

※9 輸入検査不要となる場合（保安法第22条第1項第2号から第4号）

参考通知 平成30年2月27日付け20180222保局第4号「高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて」

令和元年6月14日付け20190606保局第11号「高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて」

ア 高圧ガスタンカーによる液化石油ガス、液化天然ガス等

イ 以下の(ア)から(ウ)に掲げる高圧ガスであって、輸入者が検査を要しない輸入高圧ガスの規定に合致していることの確認を行い、「輸入規制適用除外確認証明書」を提出したもの

(ア) 緩衝装置（椅子用リフター、自動車用ショックアブソーバー、エアサスペンション、ドアクローザー等）内の高圧ガス

(イ) 自動車用エアバッグガス発生器内の高圧ガス

(ウ) 自動車と一体として設計され、かつ、自動車又はその部品に組み込まれている消火器内における不活性ガス

オ 高圧ガスを燃料として使用する車両に固定された容器（当該車両の燃料の用に供する高圧ガスを充填したものに限る。）内における高圧ガス

カ 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器等内の高圧ガス

キ 航空機用の救命胴衣を膨らませるために使用する不活性ガス

ク 保安法第3条において適用除外とされている高圧ガス（エアゾール容器等）

4 高圧ガスの処理能力（冷凍能力）の算定について

事業所に係る高圧ガスの処理量は、事業所内のそれぞれの高圧ガス設備に係るそれぞれの処理設備の処理量を合算するものとする。

冷凍則適用設備の場合は、ひとつの事業所として考えられるものは、ひとつの冷凍設備である場合が原則であるため、一般則及び冷凍則の事業所と考え方が異なるため注意すること。

計算方法については、一般則第2条第1項第18号、液石則第2条第1項第15号及び冷凍則第5条各号の規定により算出するものとする。

5 高圧ガスの貯蔵能力の算定について

製造事業所及び貯蔵所における貯蔵能力の算定は、一般則第2条第1項第9号及び液石則第2条第1項第6号に掲げる式による。